

「ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)推進プラン」(中間案)の検討

【担当部課】 府民生活部男女共同参画課

問題意識

【前提】

「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」(平成19年12月 仕事と生活の調和推進官民トップ会議により策定)に基づき、「京都 仕事と生活の調和行動計画」(平成22年8月 京都雇用創出活力会議ワーク・ライフ・バランス専門部会)を策定。同計画に掲げた重点戦略に基づき、昨年度策定した「子育て期の多様な働き方モデル創造プラン」を改定し、仕事と子育ての両立だけでなく、介護との両立や地域活動等も含めたワーク・ライフ・バランスの推進に係る具体的な課題について検討。(別紙参照)

【課題】

社会全体でワーク・ライフ・バランスに取り組むことが求められているが、長引く景気の低迷などにより、企業の取組が進んでおらず、ワーク・ライフ・バランスという言葉や内容の認知度も低い状況にある。子育てや介護、地域活動への参加など、個人の置かれた状況や選択に応じて、柔軟な働き方を選択できる社会が求められているが、働き方・生き方の多様化は進んでいない。

新規施策で達成したい具体的な目標

- 1 企業におけるワーク・ライフ・バランスの推進
- 2 多様な働き方・生き方の選択が可能となる社会の構築等

施策のスキーム

京都ワーク・ライフ・バランスセンター(仮称)を開設(11月予定)し、ワーク・ライフ・バランスに取り組みにくい環境にある中小企業の取組を支援するとともに、多様な働き方・生き方の選択が可能となる環境整備を推進

1 中小企業の取組を支援

仕事と子育ての両立に取り組む企業を社会的に評価する「京都モデル」子育て応援中小企業認証制度を、「仕事と介護の両立」等も含めた「京都モデル」ワーク・ライフ・バランス推進企業認証制度(仮称)に改定し、対象となる企業を拡大<新規>

企業支援チーム(社会保険労務士3名・ワーク・ライフ・バランス推進アドバイザー2名)の拡充によるワーク・ライフ・バランスに係る制度の普及・取組支援を強化 拡充

宣言企業数 H22 末累計 405社、 H23.8.31 現在 444社(39社増)

認証企業数 H22 末累計 41社、 H23.8.31 現在 41社(8社申請受付)

- 「京都モデル」ワーク・ライフ・バランス推進企業認証企業(仮称)に対するメリットの付与
- ・物品等の随意契約における優先調達など公契約上の配慮<新規>
- ・育児休業中等の代替要員の人件費など、取組によって生じたコストに対する助成金等の検討
新規

- 「京都モデル」ワーク・ライフ・バランス推進企業認証制度(仮称)等の情報を効果的に広報
- ・就職フェアの開催やワーク・ライフ・バランスサイトの開設による周知 新規

2 多様な働き方・生き方の選択が可能となる環境整備

京都ワーク・ライフ・バランスウィーク(仮称)を設定し、集中的に広報・啓発 新規

多様な働き方の普及

- ・女性の起業を奨励する表彰の創設 新規
- ・起業・NPO設立のための事務所スペースと経営等のスキルの提供等支援の拡充(H23 南丹地域女性チャレンジオフィス開設) 拡充
- ・仕事と子育て・介護等と両立できる働き方モデルの収集・周知 継続
- 子育て期の女性の就業支援
- ・子育て期の女性からニーズが高い仕事と子育てを両立しやすい企業等の求人開拓 新規
- ・就業と子育ての一体的支援の充実強化(安心ゆりかごサポート()の拡充) 拡充
- 就職活動中及び就職後保育所が決まるまでの一定期間の一時保育
- ・待機児童解消のため、入所受入れ枠の増や保育所整備事業の推進及び自宅等における少人数の家庭的保育事業の実施 継続
- 地域のワーク・ライフ・バランスの推進
- ・地域力再生プロジェクト支援事業を活用し、団塊の世代をはじめ子育てを一定終えた世代や子育て期の男性など、多世代が地域とのつながりをもてる取組を実施することにより、地域活動への参加を促進 新規

新規・拡充事業の工程表(ロードマップ)

年度	工程表
24年度	<p>1 中小企業の取組を支援</p> <p>仕事と子育ての両立に取り組む企業を社会的に評価する「京都モデル」子育て応援中小企業認証制度を、「仕事と介護の両立」等も含めた「京都モデル」ワーク・ライフ・バランス推進企業認証制度(仮称)に改定し、対象となる企業を拡大 <新規></p> <p>企業支援チーム(社会保険労務士3名・ワーク・ライフ・バランス推進アドバイザー2名)の拡充によるワーク・ライフ・バランスに係る制度の普及・取組支援を強化 拡充</p>

24年度

「京都モデル」ワーク・ライフ・バランス推進企業認証企業(仮称)に対するメリットの付与

- ・物品等の随意契約における優先調達など公契約上の配慮<新規>
- ・育児休業中等の代替要員の人件費など、取組によって生じたコストに対する助成金等の検討 新規

「京都モデル」ワーク・ライフ・バランス推進企業認証制度(仮称)等の情報を効果的に広報

- ・就職フェアの開催やワーク・ライフ・バランスサイトの開設による周知 新規

2 多様な働き方・生き方の選択が可能となる環境整備

京都ワーク・ライフ・バランスウィーク(仮称)を設定し、集中的に広報・啓発

新規

多様な働き方の普及

- ・女性の起業を奨励する表彰の創設 新規
- ・起業・NPO設立のための事務所スペースと経営等のスキルの提供等支援の拡充(H23 南丹地域女性チャレンジオフィス開設) 拡充

子育て期の女性の就業支援

- ・子育て期の女性からニーズが高い仕事と子育てを両立しやすい企業等の求人開拓 新規

- ・就業と子育ての一体的支援の充実強化(安心ゆりかごサポートの拡充) 拡充

地域のワーク・ライフ・バランスの推進

- ・地域力再生プロジェクト支援事業を活用し、団塊の世代をはじめ子育てを一定終えた世代や子育て期の男性など、多世代が地域とのつながりをもてる取組を実施することにより、地域活動への参加を促進 新規

25年度以降

24年度に同じ(効果検証、事業継続)

その他関連情報

委員の主な意見

- ・ 企業規模や人員構成、業態などにより企業の実情は異なるため、一律に推進できるものではなく、各企業のニーズに沿った支援が重要である。
- ・ 多様な働き方・生き方の進展のためには、育児・介護等を行う家族を支える社会的基盤整備を進めることが必要である。
- ・ 育児休業中等の代替要員の人件費など取組によって生じたコストを助成するなどの支援や、取組企業を優良企業として広く周知することは企業のインセンティブとなる。
- ・ 働き方・生き方は一体的なものであり、心のバランスも含めてワーク・ライフ・バランスの考え方を普及していくべきである。

「京都 仕事と生活の調和 行動計画」とアクションプラン

【仕事と生活の調和推進官民トップ会議】

「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」 「仕事と生活の調和推進ための行動指針」 策定：H19年12月

【京都雇用創出活力会議
ワーク・ライフ・バランス専門部会】

**京都 仕事と生活の
調和 行動計画**

・策定：H22年8月
・計画期間：H22年度～24年度

**H22「子育て期の多様な働き方
モデル創造プラン」**

子育て期の女性の就業支援
マザーズジョブカフェの機能強化 等
仕事と育児等と両立しやすい
環境整備促進
ワーク・ライフ・バランスセンターの
設置推進 等

**H23「ワーク・ライフ・バランス(仕事と
生活の調和)推進プラン」**

企業におけるワーク・ライフ・バランスの推進
ワーク・ライフ・バランスセンター機能強化
多様な働き方・生き方の選択を可能
にすること
子育て支援、起業支援、地域事情にあっ
たワーク・ライフ・バランスの推進 等

「京都 仕事と生活の調和 行動計画」 重点戦略

